

教育委員会制度の改正に伴う対応について

1 基本的な考え方

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、首長との連携強化を図るとともに、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築を目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、新たな教育委員会制度の施行に向け対応しようとするものです。

2 総合教育会議の設置、大綱の策定

(1) 総合教育会議の設置

ア 首長は総合教育会議を設けます。会議は首長が招集し、首長及び教育委員会により構成されます。

イ 総合教育会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うこととし、調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重するものとします。

(2) 大綱の策定

ア 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定します。

イ 首長は、大綱を定めまたはこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとします。

(3) 推進体制

総合教育会議の運営及び大綱の策定に関する事務を教育委員会事務局教育総務課企画管理担当で分掌するとともに、併せて政策財務部政策課政策担当においてこれらの事務の総合調整に関する事務を分掌します。

(4) 実施時期

平成27年4月1日から実施します。

3 地方教育行政の責任の明確化

(1) 新たな教育長の設置

ア 新制度での教育委員会は、これまでの委員長と教育長を一本化した新たな教育長及び4人の委員の構成になります。

イ 新たな教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。

ウ 新たな教育長は特別職に位置付けられ、任期を3年（委員の任期は4年）とし、首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行います。

(2) 実施時期

現在の教育長が在職する間は、従前の例によります。

4 今後の対応

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部の改正及びその他関係条例の一部の改正についての議案を平成27年第1回津市議会定例会へ提出する予定です。